

財団法人静岡総合研究機構 学術教育研究推進事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

財団法人静岡総合研究機構(以下「財団」という。)は、地域社会における学術研究及び教育・文化の振興及び発展を図るため、学術教育研究推進事業を実施する、静岡県内にある大学、高等専門学校又は高等学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)で定める学校に限る。)に勤務する教員に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

第2 補助の対象事業及び補助額

補助の対象事業及び補助額は募集要領に定めるとおりとする。

第3 交付の申請

補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる別紙募集要領に基づき、交付申請書を提出するものとする。

募集要領区分	対象学校区分	交付申請書様式
学術教育研究推進事業費補助金 (一般研究助成)募集要領	県内の高等学校	様式第1号(1)
学術教育研究推進事業費補助金 (学会開催助成)募集要領	県内の大学、高等専門学校、 高等学校	様式第1号(2)
学術教育研究推進事業費補助金 (静岡県SOE助成)募集要領	県内の大学、高等専門学校	様式第1号(3)

第4 審査基準

財団は、交付の申請の内容が、次の各号に掲げる基準に適合するか否かを審査するものとする。

- (1) 補助の対象となる事業の目的が適切であり、かつ、その実施が確実であること。
- (2) 補助金の使途が適正であること。
- (3) 補助の対象となる事業の実施に必要な資金のうち、当該補助金によってまかなわれる部分以外の負担額を確実に調達できること。
- (4) その他補助の目的を有効に達成できる見込みがあること。

第5 交付の決定

財団の理事長は、第3による交付の申請を受けたときは、第4の審査基準に適合するか否かを審査し、適合すると認めるものについては、補助金の交付を決定する。また、補助対象事業を実施するために必要があると認めるときは、概算払を承認する。

交付を決定したとき及び概算払を承認したときは、当該教員に対し、速やかに交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

第6 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項の一に該当する場合には、あらかじめ財団の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
 - イ 補助事業の内容を変更しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに財団に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (4) 補助金の支出に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (5) 補助事業の完了後、事業の成果を財団が作成する冊子等により公表しなければならないこと。

第7 実績報告

交付の決定を受けた者は、補助対象事業完了の日から30日を経過した日又は翌年2月末日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第3号)を財団に提出するものとする。

第8 交付額の確定

財団の理事長は、第7による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

交付額を確定したときは、当該教員に対し、速やかに交付確定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

第9 請求の手続

交付額の確定を受けた者は、交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日までに請求書(様式第5号)を財団に提出するものとする。

第10 概算払の請求手続

概算払の承認を受けた者は、概算払請求書(様式第5号)を財団に提出するものとする。

第11 交付決定の取消及び補助金の返還

財団は、交付の決定を受けた者が正当な理由がなく次の各号の一に該当するときは、交付の決定を取り消すことがある。この場合において、すでに交付した補助金があるときは、期日を指定して返還を請求するものとする。

- (1) 補助事業を実施せず、又は実施する意思が認められないとき。
- (2) 補助事業を中止し、完了する見込みがないとき。
- (3) 第6の規定により付された条件に違反したとき。
- (4) 第7に規定する報告がなされないとき。

(5) 補助金を補助目的以外に使用したとき。

第12 報告の徴収及び調査

財団は、補助事業の適正な運営を図るため必要があると認めるときは、交付の決定を受けた者及び補助金の交付を受けた者に対し、随時補助事業及び会計の状況について報告を求め、又は調査することができるものとする。

第13 補 則

この要綱に定めるもののほか、補助金交付に関して必要な事項は、財団の理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成15年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成16年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成17年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成18年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成19年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成20年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成23年度分の補助金から適用する。